

岐阜 文学の

小島信夫
文学賞の会

2012.11.1
Vol.5

contents

会長あいさつ

会 長 今井春昭…… 1

あいさつ

岐阜県知事 古田 肇…… 2

受賞者のことば

小島信夫文学賞 小島正樹…… 3
小島信夫文学賞 鶴 陽子…… 4
特 別 賞 青木笙子…… 4
特 別 賞 小川 恵…… 5
岐阜県知事賞 吉村 登…… 5

顧問・役員・会員名簿…… 6

「小島信夫文学賞の会」会則 … 8



会長あいさつ

会 長 今井春昭



「喫水不忘手穴乙井人」

六月二十三日、ご来賓、受賞者と関係者、会員合わせて五十人の参加をいただき、第七回小島信夫文学賞の授賞式を開催することができました。

今回は、県内在住者として初の受賞者となった小島正樹さんはじめ、市川市の鶴陽子さん、そして特別賞二、知事賞一編の合計五編が選ばれました。選考委員の青木さんは、希にみる質の高さと絶賛し、今後の方向性を示唆しました。

ところで、この賞が生まれたのは『第十四回国民文化祭・ぎふ99』開

催年、つまり平成十一年であります。そのときの会則に「小島信夫文学を顕彰するため、岐阜から発信して・・・新人作家の発掘を目指すものである。」とあり、続いて吉田会長、水谷副会長、今は亡き山田智彦先生や小瀬洋喜先生、山田賢二先生などのお名前を拝見することができます。

今からちやうど四十年前の九月二十九日、日中両国は国交正常化を宣言しましたが、爾来、冒頭に掲げた辞を発する中国指導者の姿を幾度となく目の当たりにするにつけ、私たちの小島信夫文学賞の会もまた、苦難を乗り越えてこの文学賞の発展に力を尽くされた方々を決して忘れることなく精進しなければと思えます。

小島信夫文学賞 発表

小島信夫文学賞

小島正樹 「野犬飼育法―彼またはKの場合―」
鶴陽子 「月の記憶」



小島正樹

略歴

一九四一年、岐阜県各務原市生まれ。岐阜県立加納高等学校卒業。一九六三年、名古屋市中区勤務。退職後「新修名古屋史」編集に従事。一九六三年、一九六九年、文芸誌「未来」同人。一九七〇年頃より絵画作品を発表。現在、各務原市文化財審議委員会委員。ホームギャラリー「風花庵」庵主。



選考経過 ● 今回の応募総数は五七篇。内最終候補に六篇が選ばれた。小島正樹「野犬飼育法―彼またはKの場合―」、鶴陽子「月の記憶」、小川恵「銀色の月」、川野英明「湖の骨」、青木笙子「沈黙の川―本田延三郎点綴―」である。今年度より新選考委員となった三宅雅子を加え、四人の選考委員による合議により、小島正樹「野犬飼育法」と鶴陽子「月の記憶」が同時受賞となり、青木笙子「沈黙の川」、小川恵「銀色の月」が特別賞。また岐阜県在住者、出身者を対象とした岐阜県知事賞には、吉村登が松田悠八、林正子の両選考委員によって選ばれた。(敬称略)

私が住んでいる各務原市下中屋町は、小島信夫さんのお父さんの出生地で、その実家と目される所は、私の家から十軒と離れていない。お母さんも各務原市の川島町で出生されている。また、わが家の菩提寺へ小島信夫さんが取材に来られた際には、全集にサインしていただいた。そんなわけで、小島信夫文学のルーツとも言える地に住む者として、今回の受賞は、ひとしお感慨ぶかいものがある。

さて、「野犬飼育法―彼またはKの場合―」であるが、私が書くこととしたのは、ひとりの人間を根本的に規定する特殊な声(神のよう

な絶対的存在のもの―思想・信仰・良心など。作中では野犬のかたちをとると、その声に応える観念化された主人公の分身(K)、そして実存としての主人公(彼)、この三者の緊迫した関係、闘いの記録である。

多分に寓話的内容を含んだ作品だが、書いているさなかにイメージの連鎖が生まれ、勝手にストーリーが動いていくような感触で書き進められた時もあった。その結果が、このような思いがけない大きな賞をいただくことになり、今はその幸せをかみ締めている。作品は十一月に出版予定で、願わくば多くの方に読んでいただき、ご批評を給わりたい。

選評

「四作品を推す」

堀江敏幸

小島正樹さんの「野犬飼育法―彼またはKの場合―」は一種の分身譚である。一人称を分裂させながらひとつの虚構世界を構築しようという意志の強さが、よい意味での目の粗さに現れている。ときおり滲み出てくる胆汁質の言葉の可能性に、票を投じた。

鶴陽子「月の記憶」は四篇を納める作品集だが、表題作の湿り気と、前傾姿勢にもかかわらず一歩一歩後退していくような、矛盾した空気が印象に残る。丁寧な息継ぎが心地よい。小川恵「銀色の月」は、夫である故小川国夫との日々を綴った清冽な散文集。小島信夫賞の枠内に収まっているかどうかは別として、広く読まれるのがふさわしいと思ふ。

昭和時代の演劇プロデューサーであった父の半生を追う青木笙子さんの「沈黙の川―本田延三郎点綴―」も同様である。すでに完成されたこれら二作を、特別賞に推した。

選評

「モチーフの大切さ」

三宅雅子

最終審査に残った作品は、さすがに読み応えがあった。「銀色の月」は生原稿で出された作品で、夫の作家小川国夫の妻としての日々が描かれているためか、どうしても視点が甘く、惜しまれる。だが審査の後に出版された同名の単行本を読むと、構成のせいか全体の雰囲気が変わっていて、単行本で応募されていたらと惜しまれる。「沈黙の川」も労作で、演劇の資料の多さに圧倒される。然しその資料の多さが重さになってくるのも一考を要するところだろう。「ほどけばもとの」と「湖の骨」の二作は読者を最後まで引っばって読ませる伏線や筆力にプロ同様の腕前を感じた。「野

(到着順)



鶴陽子

略歴

一九五五 大阪府堺市生まれ 福岡育ち
一九七八 同志社大学文学部卒業
一九九一 故田久保英夫氏主宰「薈」同人
二〇〇一 「小説Ⅱ」同人

二十年前に小説教室の同人誌で指導を受けて以来ずっと、仲間との同人誌は、私を書くことに繋ぎ留めてくれる小さな港だった。そこで細々と書き継いできたうちの一篇に、この度大きな作家の名を冠した賞を与えていただき、深く感謝申し上げます。

書きためた小説を初めて本にしたことで、作品がとり結んでくれた様々な出会いに恵まれ、新しい読み手に受けとめられ、読み解かれるという幸運を体験することができた。受賞作はかなり前に書いたものだが、年を経て、読んでくださった方に何か届くものがあり、伝えられた思いがあったのだとしたら、今まで自分なりに迷いながらも大切にしてき

た言葉や表現を、信じ、書き続けていいのだと、励ましていただいた気がする。

小説を産み出すには、気力、体力、そして敏感に事象をとらえる感覚が必要だ。感性を磨き、オリジナルな感じ方を探る努力を弛まず続けることは難しい。それでも私にとって、書くことは自分を支える細いが強靱な柱だった。時間、空間を行き来し、意識の綾や混沌を表わすのも、すべて言葉のなすことだ。この受賞を糧に、自分の表現したい世界に繋がる水脈を探し出していきたい。どうしても描きたい一つの場面に出会えるよう、自分を澄み切らせていたいと思う。



「新しいステージへ」

青木 健

自分の内部にもう一人の人格が住みつき、自己主張をはじめ。これは、誰にでも起り得る自己分裂だが、このもう一人の自分を別の肉体を持つ人物として造形する……それが、小島正樹『野犬飼育法』が採用した小説の機知である。しかし、それ自体は、別に新しい方法ではない。非凡なのは、この作品の寓意性が小説としてのリアリティを獲得するために、作者が果敢に執拗に挑戦しているところである。

鶴陽子『月の記憶』は、子供を産む性としての女性というテーマを、二人の女学生の過去を光源としてあぶり出す。月の運行に左右される女性の生理と、子宮という海から上陸する胎児というイメージが、この作品の底辺を形成している。

特別賞の小川恵『銀色の月』と青木筐子『沈黙の川』は、性格の異なる作品でありながら、亡夫、亡父への愛惜の情が文章を輝やかせていた。小島賞は七回目にして、新しいステージに立ったと思っている。

選評

「小島賞は深くなった……。」

吉増剛造

小島信夫賞のことは、濃密……記憶に残ると書くこうとして、そう「小島信夫賞」が、濃



青木筐子

略歴

一九四〇年 東京に生まれる。
國學院大学文学部文学科卒業。
元公立中学校講師。
調布市社会教育指導員。
「随想を書く会」会員。

特別賞

「沈黙の川―本田延三郎点綴―」

敬愛する作家、小島信夫先生のお名前を冠した賞をいただき、身に余る光栄です。

父本田延三郎の死後、〈本田の自由〉により、小林多喜二が検挙、虐殺されたという説があることを知りました。生前になぜ真実を訊いておかなかったかと悔やまれましたが、今となっては自分で調べるしかないと思ひ立ち、資料にあたることにしました。その説は思っていた以上に根強いもので、多喜二の研究者に直接お話を伺ったところ、「本田説がいまのところ最も有力なですよ」と気の毒そうにおっしゃる姿を見て、この説を覆すのは無理

かもしれないと、力が抜けていく思いでした。そんなとき、こまつ座の故渡辺昭夫氏から貴重な資料をいただくことができ、それがきっかけとなって調べが一気に進みました。その結果、多喜二検挙へと向かうある大きな力があり、その流れのなかに本田も巻き込まれていったのだと、結論づけることができました。自分に課した仕事をまとめたものが本になり、その本にこのような賞をいただき嬉しかったことは望外の喜びです。このことを励みとし、これからも書き続けてまいります。



特別賞



小川 恵

略歴

一九三三年十一月十八日 長崎県佐世保市生
一九五五年 聖心女子大学英文英語科卒
一九五五年〜五八年 日本航空に勤務
一九五七年十一月 小川国夫と結婚
二〇〇八年四月 小川国夫と死別
二〇一二年六月 岩波書店より単行本「銀色の月」小川国夫との日々出版

〔銀色の月〕

(我が世代を代表して)

夫を亡くして三年ほど経った頃、独り暮らしの生活パターンにも慣れ、さてこれから我が人生の終りまで、どのようにして生きていこうか、考え始めた。もうすでに八十年近く生きてきている。この広い世界の片隅にちっぽけな存在として、それでも八十年近くも過してきた私自身の事を記録してみようと思いついた。ペンを持ってみると、次から次と想い出が甦り、独りで笑ったり、涙ぐんだりしながら書き進んだ。ふとした事から、小島信夫文学賞の応募のお勧めを

頂き、思い切って参加することになった。全く自信のない作品だったが、自分に素直に向き合ったことで、後悔はなかった。思いがけず小島信夫文学賞・特別賞受賞のお知らせを頂いた時は、何だかとても恥しかったのを覚えている。どんな人でも生きていけば、その人それぞれのドラマがある。特に私の世代の人たちは、幼い頃に戦時体験をしている。健気な決心を持って育ってきた。いじらしい心根である。その人たちを代表して、この文学賞特別賞を、有難く嬉しく頂いた次第である。

岐阜県知事賞



吉村 登

略歴

一九四八年岐阜県に生まれる。七二年より「文芸中部」ほかに小説・戯曲・自分史などを発表。八九年より中日文化センター名古屋市民大学・愛知厚生年金会館などで自分史、エッセイ講座を担当。戯曲「ブラジルの花嫁」名古屋市民芸術祭賞、小説「木ニナル」やまなし文学賞佳作、小説「木曾谷」中部ペンクラブ文学賞を受ける。著書に「楽しみながら書く自分史」「回塊遁走曲」などがある。

〔ぼんぼわあん〕

木曾谷の入口のこの地に住んで四半世紀になります。山川草木ゆたかな自然に恵まれて、それが作品の血肉となり気脈となるよう願って、小説や戯曲や自分史を書いてきました。このたび賞を授かった「ぼんぼわあん」もこの地から生まれたものであります。

ゆたかな自然と、常套句的に記しましたが、一たびそこに暮らすとなると、生半可では済まない現実があります。高齢化と過疎化にシンボライズされるとおり、集落ごとムラを離れるという地区もあり、なお残っているムラの田畑もその多くが七十年代後半の人たちに

よって、保たれているのが実情です。

「ぼんぼわあん」は、そんな過疎の地に移り住んだ定年後の六十男が主人公で、街には妻や娘らがいり、その酔狂を冷やかに見守るといふ結構。昨年三月の東日本大震災のあと、六十男にはなぜか「ぼんぼわあん」の耳鳴りが始めて、「これは原発破壊による、放射能汚染のせいには違いない」と煩悶しつつ、田舎暮らしをするわけです。端からみれば的外れなありさまでありますが、その困惑ぶりを努めて諧諷的に描いたものでもあります。このたびは授賞ありがとうございました。



さ、ひろがり、深さを、獲得しつつあるらしいことに気がついてきた。特別賞もそう……。小川恵氏のオーラは、……言葉になりにくい、名状しがたい年だ、と年々に纏わりつくものの作品化の見事さ。そして、これを、詩的だ……といいたくない気がする。無意識でもない、こんないい方はしないのだろうか、小説のみにない手……が、鶴陽子「月の記憶」の角々に、なんだろう、……記憶の葉叢がひろがるようにしてふいていて、この作家の未来のことを、自然に考えているらしい何か、……その白い手がじつに魅力的だ。丁度マルセーヌに二ヶ月いて、そこでの生活の形見のようにして、……つまり、読み手の経験に、染み込んで読んだ大作、小島正樹「野犬飼育法」は、おそらく比肩するもの他にないような……比類ない渾身の作品であった。小島賞は深くなった……。

選評

岐阜県知事賞

「縦横無尽の軽妙洒脱」

林 正子

吉村登「ぼんぼわあん」には、「縄文人のような暮らし」に憧れた主人公の「定年後の田舎暮らし」が軽妙洒脱に描かれている。気楽である反面、妻と娘たちから孤立した「寄る辺なさへの不安」を抱かせる生活は、三月十一日の大地震の後、「ぼんぼわあん」という「脳ミソの細胞が、こわれ弾ける音」のような「気配」を主人公に感じさせる。「カップル」や「縦に歩く蟹」といったユーモア溢れる人物描写、風光明媚な「田舎」の自然描写と相俟って「ぼんぼわあん」というオノマトペが作品世界の印象的な通奏低音となっている。人間の深層世界が、縦横無尽の筆力で描かれている快作である。

平成23・24年度 小島信夫文学賞の会 会員名簿

●法人会員

(順不同・敬称略)

団体名	役職	代表者名	住所	電話番号
アピ株式会社	代表取締役会長	野々垣 孝	〒500-8558 岐阜市加納桜田町1-1	058-271-3838
株式会社大垣共立銀行	頭取	土屋 嶋	〒503-0887 大垣市郭町3-98	0584-74-2111
かねせん株式会社	代表取締役	野口千寿雄	〒500-8369 岐阜市敷島町3-1	058-253-1133
岐阜車体工業株式会社	代表取締役会長	星野 鉄夫	〒509-0192 各務原市鶴沼三ツ池町6-455	058-384-2161
株式会社 田 幸	代表取締役	田島 一男	〒500-8285 岐阜市南鶴5-52-1	058-271-6661
端元博保法律事務所	所長	端元 博保	〒500-8804 岐阜市京町2-2	058-263-1433
株式会社みどり塗装工業所	代表取締役	清水 憲明	〒501-3210 関市尾太町88	0575-23-4333
株式会社河出書房新社	代表取締役社長	小野寺 優	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-32-2	03-3478-3251
株式会社作品社	代表取締役	和田 肇	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-7-4	03-3262-9753
株式会社鳥影社	代表取締役	百瀬 精一	〒392-0012 長野県諏訪市四賀229-1	050-3532-0474
株式会社水声社	代表	鈴木 宏	〒112-0002 東京都文京区小石川2-10-1いろは館内	03-3818-6040
学校法人篠田学園	理事長	篠田 靖之	〒502-0006 岐阜市粟野西1-10	058-237-3601
株式会社文溪堂	代表取締役会長	水谷 晃三	〒501-6238 羽島市江吉良町江中7-1	058-398-1111
ヨツハシ株式会社	社長	四橋 英児	〒501-1136 岐阜市黒野南1-90	058-293-1010

●個人会員

氏名	氏名	氏名
今井 春 昭	黒田 淑 子	三浦 清 宏
水谷 雄 二	吉住 侑 子	山崎 勉
青木 健	大黒 恵 子	片桐 武 司
角田 茉瑳子	石井 竜 子	松岡 克 己
篠田 靖 之	福井 康 博	松波 茂 樹
清水 昭 男	山本 孝 夫	広瀬 和 孝
玉井 康 弑	籠原 明 子	篠田 薫
水谷 三佐子	鳥居 正 彦	岡本 博 次
四橋 昌 彦	高井 泉	野々垣 孝
吉村 登	島田 つき子	千田 佳 代
尾関 忠 雄	永田 昌 彦	間瀬 昇
清水 節 子	三宅 雅 子	杉山 幹 夫
杉山 史	今井 明 子	大澤 泰 一
小林 良 之	塩谷 義 憲	三宅 麗 子
早川 美智子	長谷川 誠	端元 涼 子
増田 勝 義	石田 準 一	丹羽 耕太郎
石井 直 子	釧崎 雅 文	山田 賢 二
印内 美和子	岡田 武 司	矢澤 安 秀
松田 悠 八	篠田 正 男	渡辺 厚
林 正 子	曾貝 寿	高井 法 博
早川 覚	杉山 裕 明	小川 悦 子
野澤 真 弓	坪内 堯	鶴 陽 子
村山 りおん	山田 佳 孝	小川 恵
河合 郁 夫	小島 正 樹	青木 笙 子

(2012年10月15日現在)

平成24年度 小島信夫文学賞の会

●顧問・役員

役職	氏名	住所	電話番号	備考
名誉会長	古田 肇	岐阜市荻田南2丁目1番1号	058-272-1111	岐阜県知事
顧問	細江 茂光	岐阜市神田町1丁目11番地	058-265-4141	岐阜市長
顧問	森 真	各務原市那加桜町1丁目69番地	058-383-1111	各務原市長
顧問	土屋 嶮	大垣市郭町3-98	0584-74-2000	㈱大垣共立銀行 頭取
顧問	杉山 幹夫	岐阜市今小町10	058-264-1151	㈱岐阜新聞社 代表取締役会長
顧問	渡辺 厚	岐阜市荻田南5-14-13 ふれあい福寿会館第2棟9階	058-277-1139	勤岐阜県教育文化財団 理事長
顧問	吉田 豊	岐阜鏡島南4丁目3-17号	058-251-2224	県芸術文化会議 会長
会長	今井 春昭	各務原市鶴沼羽場町6-274-10	058-384-8531	中部学院大学経営学部長
副会長	水谷 雄二	岐阜市長良3160-38	058-233-8481	㈱文溪堂 相談役
副会長	三宅 雅子	大垣市林町7-282-1	0584-78-4573	作家
副会長	青木 健	刈谷市一ッ木町4丁目10-4 パークヒルサカイA-101	0566-24-3776	作家・文芸評論家
常任理事	角田 菜瑳子	岐阜市金園町1-5	058-262-1527	児童文学
常任理事	篠田 靖之	岐阜市栗野西1丁目10	058-237-3601	学篠田学園 理事長
常任理事	清水 昭男	岐阜市上加納山4723-58	058-247-8428	山田(智)氏友人
常任理事	杉山 史	岐阜市長良73-1	058-231-0161	鶴匠の家 すぎ山 代表社員
常任理事	玉井 康弼	岐阜市三田洞東2丁目6-9	058-237-3553	社会福祉法人 瑞鳳会 監事
常任理事	水谷 三佐子	名古屋市天白区八事山364	052-833-4461	中部ペンクラブ 副会長
理事	片桐 武司	岐阜市高森町5-3	058-263-2595	岐阜済美学院 理事長
理事	飯沼 隆司	岐阜市金園町10丁目33-1	058-245-6776	勤岐阜市教育文化振興事業団理事長
理事	黒田 淑子	岐阜市長良3089-21	058-232-6360	歌人
理事	三摩 真己	岐阜市京町2-3	058-264-4611	NHK岐阜放送局 局長
理事	野々垣 孝	岐阜市菊地町4-25	058-273-6075	アビ㈱ 会長
理事	林 正子	岐阜市柳戸1-1	058-293-3016	岐阜大学地域科学部教授
理事	松田 悠八	東京都世田谷区玉川台2-15-7	03-3700-2974	作家
監事	端元 博保	岐阜市水海道2-3-21	058-247-6833	弁護士
監事	田中英俊	岐阜市如月町2-11-2	058-251-1835	田中英俊税理士事務所 税理士
事務局	四橋 昌彦	岐阜市黒野南1丁目90	058-293-1011	ヨツハン㈱ 専務
オブザーバー	西垣 功朗	岐阜市荻田南2丁目1番1号	058-272-1111	岐阜県人づくり文化課 課長
オブザーバー	村瀬 康仁	岐阜市荻田南2丁目1番1号	058-272-1111	岐阜県人づくり文化課 係長

訃報

去る8月9日、理事の山田賢二様が逝去されました。
謹んでお悔やみ申し上げますとともに心よりご冥福をお祈りいたします。

『小島信夫文学賞』趣意書

郷土岐阜を代表する作家小島信夫氏は、敗戦後のアメリカ占領時代をえがいた「アメリカンスクール」(芥川賞受賞)で文学的スタートを切り、高度経済成長時代の家庭の崩壊をえがいた「抱擁家族」(谷崎賞受賞)で作家的地歩を不動のものとなりました。その後実験的手法の「別れる理由」(野間文芸賞)「美濃」などで小説形式を広げ、遺作「残像」にいたるまでつねに現代文学の最先端を切り開いてきました。

私達は、この郷土の誇りとする作家小島信夫氏の文学的営為を顕彰すべく、「小島信夫文学賞」の準備をすすめ、平成十年の文化フォーラム「物語」ということ」を機に機運も高まり『第十四回国民文化祭・ぎふ99』開催年に創設、全国公募も「第7回」を数え、広く認知される賞となりました。

『小島信夫文学賞』は、私達に現在と未来を問う新しい言葉の方法による新人作家を発掘する文学賞です。岐阜から発信して広く全国に公募し、埋もれた未知の才能にスポットを当てるべく創設したものです。

県内外の多くのご支援をお願い申し上げます。

平成二十四年四月 小島信夫文学賞の会

小島信夫文学賞の会・会則

第一章 総則

第一条【名称】

本会は「小島信夫文学賞の会」という。

第二条【所在】

本会は事務所を左記におく。

岐阜市黒野南一丁目九十番地

ヨツハン株式会社内月刊ぶらぎ編集室

「小島信夫文学賞の会」事務局

TEL (〇五八) 二九三二一〇一一

FAX (〇五八) 二九三二一〇〇八

理事会が決定した場合は、本会は支部を設けることができる。

第三条【目的】

本会は小島信夫文学賞を顕彰する為、岐阜から発信して広く全国に作品を公募し、新入作家の発掘を目指す。

第四条【事業】

1、本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

①「小島信夫文学賞」を運営する為の資金集め、広報活動その他の実務。

②文芸講演、公開講演などの開催、共催及び後援。

③受賞作品、機関誌、会報などの刊行物の編集・刊行。

④その他、理事会が必要と認める事業。

2、前項の②、③は適宜に行うものとする。

第二章 会員

第五条【会員】

本会の会員は、個人会員及び法人法人格をもたない団体を含む以下同じ会員とする。

第六条【入会資格】

個人であると法人であると問わず、「小島信夫文学賞」に賛同する者は誰でも、本会の会員になることができる。

第七条【入会手続き】

本会に入会しようとする者は理事会が定める入会申込書に署名捺印して、年会費と共に本会の事務局に提出するものとする。この場合、法人が入会を申し込む時は、その代表者を届け出たものとする。尚、法人会員の代表者が変更したときは速やかにその

旨を届け出るものとする。

第八条【会費】

会員は次のとおり年会費を支払うものとする。

1、個人会員 一万円

(ただし、学生は半額とする)

2、法人会員 一口 三万円

3、賛助会員 五千円

第九条【会費の支払い時期】

本会の年会費は毎年年度の初めに支払うものとし、年度の途中で入会する時は入会申込書を出した時、その年度の年会費を支払うものとする。

第十条【会員の権利】

会員は次の権利を持つものとする。

1、総会に出席して、各自一票の議決権を行使すること。ただし、議決権は代理人により行使することができ、また、法人会員はあらかじめ届け出た代表により議決権を行使するものとする。但し賛助会員は議決権を持たないものとする。

2、本会が刊行する刊行物の無料配布を受けること。

3、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

4、その他、理事会が必要と認める事項。

5、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

6、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

7、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

8、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

9、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

10、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

11、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

12、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

13、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

14、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

15、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

16、本会が主催、共催、後援する催しの案内を受け、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

第三章 役員

第十二条【役員の種類と定数】

本会に次の役員をおく。

1、会長 一名

2、副会長 若干名

3、常任理事 若干名

4、理事 四十名以内

(うち、事務局長 一名)

5、監事 二名

6、事務局長 一名

7、名誉会長・顧問 若干名

8、その他理事が必要と定めた事項

9、その他理事が必要と定めた事項

10、その他理事が必要と定めた事項

11、その他理事が必要と定めた事項

12、その他理事が必要と定めた事項

13、その他理事が必要と定めた事項

14、その他理事が必要と定めた事項

15、その他理事が必要と定めた事項

16、その他理事が必要と定めた事項

17、その他理事が必要と定めた事項

18、その他理事が必要と定めた事項

19、その他理事が必要と定めた事項

20、その他理事が必要と定めた事項

21、その他理事が必要と定めた事項

22、その他理事が必要と定めた事項

23、その他理事が必要と定めた事項

24、その他理事が必要と定めた事項

25、その他理事が必要と定めた事項

26、その他理事が必要と定めた事項

27、その他理事が必要と定めた事項

28、その他理事が必要と定めた事項

29、その他理事が必要と定めた事項

30、その他理事が必要と定めた事項

31、その他理事が必要と定めた事項

32、その他理事が必要と定めた事項

33、その他理事が必要と定めた事項

34、その他理事が必要と定めた事項

35、その他理事が必要と定めた事項

36、その他理事が必要と定めた事項

37、その他理事が必要と定めた事項

38、その他理事が必要と定めた事項

39、その他理事が必要と定めた事項

40、その他理事が必要と定めた事項

41、その他理事が必要と定めた事項

42、その他理事が必要と定めた事項

43、その他理事が必要と定めた事項

44、その他理事が必要と定めた事項

45、その他理事が必要と定めた事項

46、その他理事が必要と定めた事項

47、その他理事が必要と定めた事項

48、その他理事が必要と定めた事項

49、その他理事が必要と定めた事項

第四章 会務の運営

第十六条【総会】

本会は、毎年、会計年度の終了後二ヶ月以内に岐阜市内において定時総会を開催する。理事会が必要と認めた時、または会員の三分の一以上からの要求があった時は臨時総会を開催する。

総会は会長が招集し、会員の過半数の出席(委任状によるものを含む)があった時に成立する。総会における議決は、別に定める場合を除き、出席した会員(委任状によるものを含む)の多数決による。

総会を招集する時は、会長は会員に総会の日時、場所及び議題を会日の二週間前までに通知するものとする。

第十七条【総会の権限】

この会則に定められたもの他、次の事項は総会の議決を要する。

1、予算及び決算の承認

2、会務運営の基本的事項の決定

3、この会則の改正

4、解散

5、その他理事会が必要と定めた事項

第十八条【理事会】

理事会は、この会則に定められたもの他、本会の事業を執行する為の施策を決定する。理事会は会長が招集し、理事の過半数の出席(他の理事に対する委任状による出席を含む)があった時に成立する。

理事会の議決は、出席理事(他の理事に対する委任状による出席を含む)の過半数による。

また、理事会はその下に運営委員会を設置することができる。運営委員会の正・副委員長は理事より選出する。

第五章 会計

第十九条【経費】

本会の経費は、会費、寄付金その他をもつてあてるものとする。

第二十条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十一条【決算報告】

会長は、毎年度の定時総会において前年度の決算報告をするものとする。

附則

第二十二条【会則に定めのない事項】

この会則に定めのない事項については、民法の法人に関する規定を準用する。

第二十三条【最初の役員と任期】

最初の役員は創立総会において選任する。ただし、選任に際して発起人会は最初の役員候補者を推薦することができる。

最初の役員は創立日の翌々年度に開催される定時総会の終了までとする。

第二十四条【最初の会計年度】

最初の会計年度は創立の日から翌年の三月三十一日までとする。

第二十五条【施行期日】

この会則は本会の創立の日から施行する。